

県北広域振興局長告示第27号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和4年5月27日

県北広域振興局長 坊 良 英 樹

- 1（1）道路の種類 県道
- （2）路線名 二戸停車場線
- （3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
二戸市石切所字枋ノ木32番1地先から29番地先まで	新	m 16.0	m 20.0
二戸市石切所字枋ノ木32番1地先内	旧	16.0	12.9

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 県北広域振興局土木部二戸土木センター
- イ 期間 令和4年5月27日から同年6月27日まで

- 2（1）道路の種類 県道
- （2）路線名 二戸一戸線
- （3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
二戸市石切所字船場14番1地先から字川原60番2地先まで	新	A m 56.1～16.0	m 220.0
二戸市石切所字船場14番1地先から字川原60番2地先まで	旧	A 44.0～16.0	220.0
二戸市石切所字船場14番1地先から字川原60番22地先まで		B 55.0～12.5	181.5

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 県北広域振興局土木部二戸土木センター
- イ 期間 令和4年5月27日から同年6月27日まで